

第6回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 概要

日 時：令和2年5月29日（金）10時00分～12時00分

方 法：Web会議

出席委員：(6名)金井利之座長、磯崎初仁委員、大橋正春委員、高橋秀禎委員、
谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：日沖正信議長、服部富男副議長

(事務局)湯浅真子事務局長、畠中一宝次長、枡屋武企画法務課長、
袖岡静馬政策法務監、田米正宏課長補佐、米澤明子主査、
長谷川智史主任、松井祥嗣主任

傍聴者：13名

1 はじめに

冒頭、日沖正信議長、服部富男副議長から挨拶を行った。

なお、日沖正信議長からは、新型コロナウイルス感染症の影響が予想される最終報告の取りまとめ時期について、今年（令和2年）の秋頃にはお願いしたい旨言及した。

続いて、事務局から、Web会議の進行方法及び新型コロナウイルス感染症対策について説明を行った。

2 調査

三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について

はじめに、委員間で最終報告の取りまとめ時期について協議がなされ、令和2年10月頃に調整をしてまとめられるということを最も順調にいくスケジュールとして進めていくこととなった。

続いて、事務局から、資料に基づき公職選挙法及び現在の定数や選挙区を変更しなかった場合の2045年までの推計人口に基づく一票の較差のシミュレーション等について説明を行った後、三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について委員間で協議が行われた。

委員からは主に次のような趣旨の発言があった。

（総定数）

- ・ あまりに総定数が少ないと人口が少ない地域から県議会議員を選出することができなくなるので、現状維持でもよいのではないか。
- ・ 人口が減少し、財政的にも厳しい状況を踏まえると、総定数はいずれ減らす必要があり、現状維持という選択は、問題の先延ばしにすぎないのではないか。
- ・ 現行の定数51の根拠を確認する必要があるのではないか。

- ・ 旧地方自治法で規定された総定数の上限は、一つの指標になるのではない
か。
- ・ 戦後、人口が増えたからといって総定数が増えたわけではないので、人口が
減ったからといって総定数を減らす必要は必ずしもないのではないか。
- ・ 総定数から議論するのではなく、選挙区の数やその選挙区で必要な県議会議
員の数を積み上げていくことで総定数が決定していくのではないか。
- ・ 総定数を議論するに当たっては、議会のコスト（総定数×報酬等）という条
件を設定するのがよいのではないか。
- ・ 地域住民の意思を県政に反映させる役割は、県議会議員でなければ務まらない
のか。実態としては、市町村長をはじめとした行政側で行われていることも
多いのではないか。
- ・ 県議会議員に対する期待が小さいという意見があるが、これは、県議会議員
そのものが頼りにならないということなのか、県議会議員の数が足りないが
故に頼ることができないということなのか、一概には言えない。
- ・ 多様性の観点からは、一定の総定数はいるのではないか。
- ・ 調査会として、総定数の方向性を示すことは難しいが、総定数を決定するに
当たっての考え方は、示すことはできるのではないか。

(選挙区割りの前提)

- ・ 公職選挙法の規定を前提に考えるべき。

(逆転選挙区)

- ・ 逆転選挙区は解消すべき。

(無投票当選の解消)

- ・ 無投票当選それ自体が必ずしも悪いわけではないが、有権者に選択肢を与
えない点を考慮すると好ましくはない。
- ・ 一人区が無投票当選を招くとは言えないが、現職に有利な場合が多く、新し
く立候補しようとする者にとっては参入の障壁となり得る。
- ・ なぜ無投票当選が発生するのか、その原因是、考える必要がある。
- ・ 無投票当選は、立候補のしやすい環境整備の問題でもあり、選挙区又は定数
に関する問題だけで解消することは難しいが、検討の余地はあるのだろう。

(大きな選挙区)

- ・ 多くの基礎自治体を抱えた選挙区を設定することが本当に好ましいのか検
討する必要があるのではないか。
- ・ 立候補者が多すぎると却って選択できなくなるということもある。
- ・ 地域のまとまりを無視した選挙区は、県議会議員が地域を代表するという観
点から好ましくないが、選挙区を弾力的に設定できるようにするのは賛成で
ある。

- ・ 法改正でも現実的な法改正なのか理想的な法改正なのか分けて議論する必要がある。
- ・ 地域のまとまりを踏まえた上で複数人の選挙区を設定していくことが現実的ではないか。
- ・ 選挙区割りを行う以上、較差は生じてしまう。較差を考えると、全県一区とするのが望ましいのではないか。県議会議員は、地域の代表であるという性格を否定するものではないが、県全体の代表であるということは制度上担保しておく必要があるのではないか。
- ・ 全県一区は、人口集中部を地盤とする立候補者が有利となり、人口の少ない地域との較差が一層広がるのではないか。
- ・ 小選挙区比例代表並立制を導入するのはどうか。多様性を確保するためには、政党制が中心となる比例代表制が好ましいのではないか。
- ・ 政党制を推進することが望ましいのか整理する必要があるのではないか。政党化が多様性につながるかも確かではない。

3 その他

次回の調査会については、6月22日（月）14時から開催する予定であることが報告された。

その進め方は、今回議論できなかった資料1の項目について議論した後、最終報告の取りまとめに向けた方向性を示すとともに、骨子の作成に取り掛かることとされた。

なお、開催の方法については、座長に一任となった。